

徳島県選挙管理委員会告示第三十二号

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程（平成七年徳島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和三年五月二十八日から施行する。